

令和6年度

府中町下水道事業
経営審議会

第1回



はじめに

本日の内容

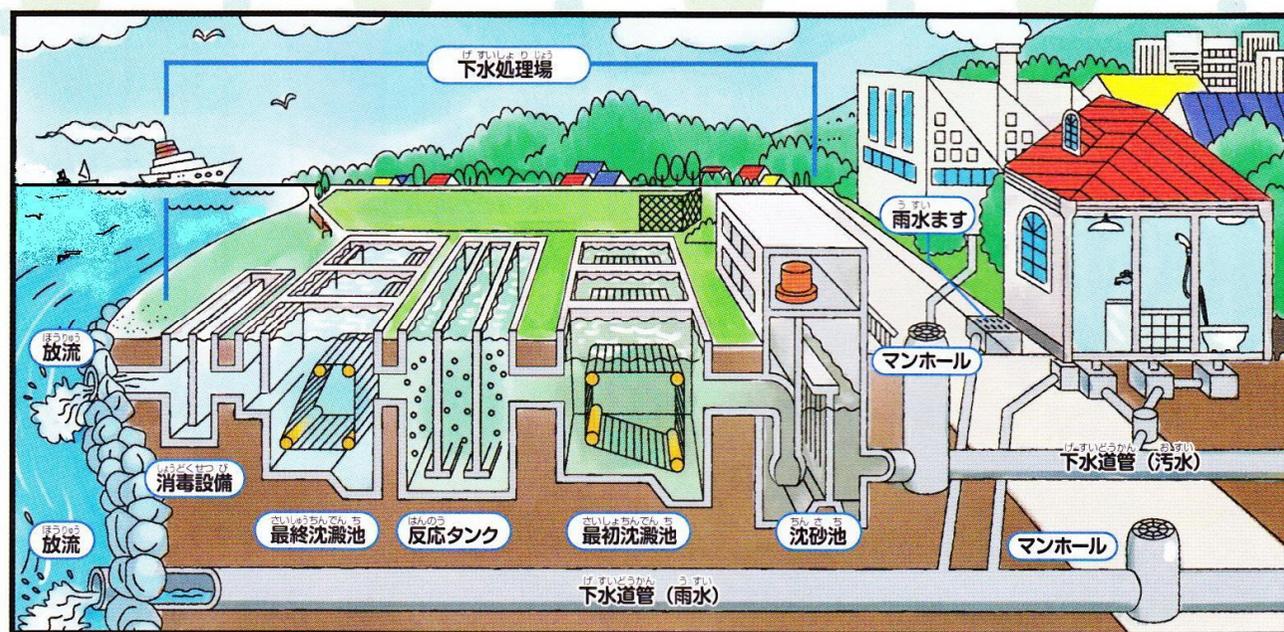
1. 府中町の下水道
2. 公営企業について
3. 府中町下水道事業の経営



1. 府中町の下水道

1. 府中町の下水道

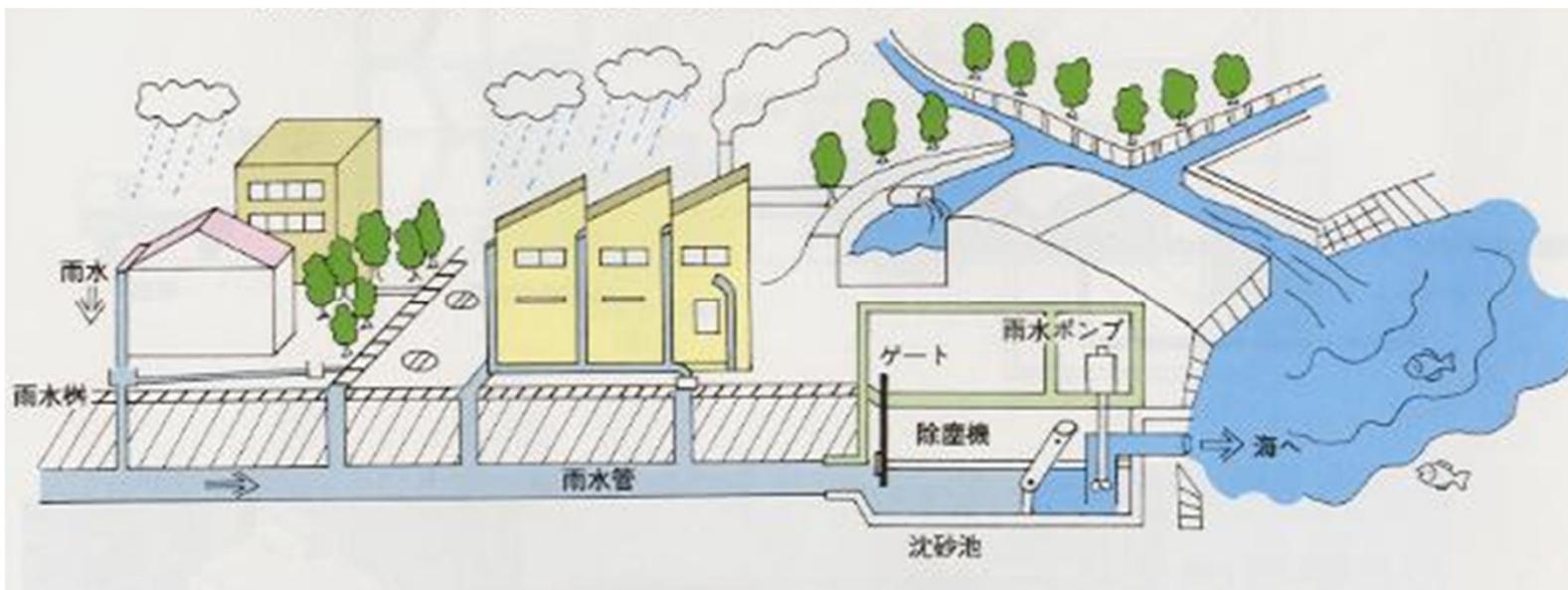
生活環境の改善(汚水)	汚れた水(汚水)を下水道管で速やかに排除することで、街が清潔に保たれ、害虫や悪臭の発生を防ぎます。
公共用水域の水質保全(汚水)	汚水を下水処理場できれいにすることで、海や川の汚濁を防止し、自然環境の保全に寄与します。
浸水防除(雨水)	街に雨水が溜まり水浸しにならないよう、雨水管や雨水ポンプ場で雨水を速やかに排除します。



1. 府中町の下水道

雨水事業

市街地の土地が低いと、雨水が川などに流れず、街が水浸しになってしまいます。そのため、雨水を集める雨水管や、溜まった水を排水する雨水ポンプ場を整備し、雨水を河川などに直接放流します。

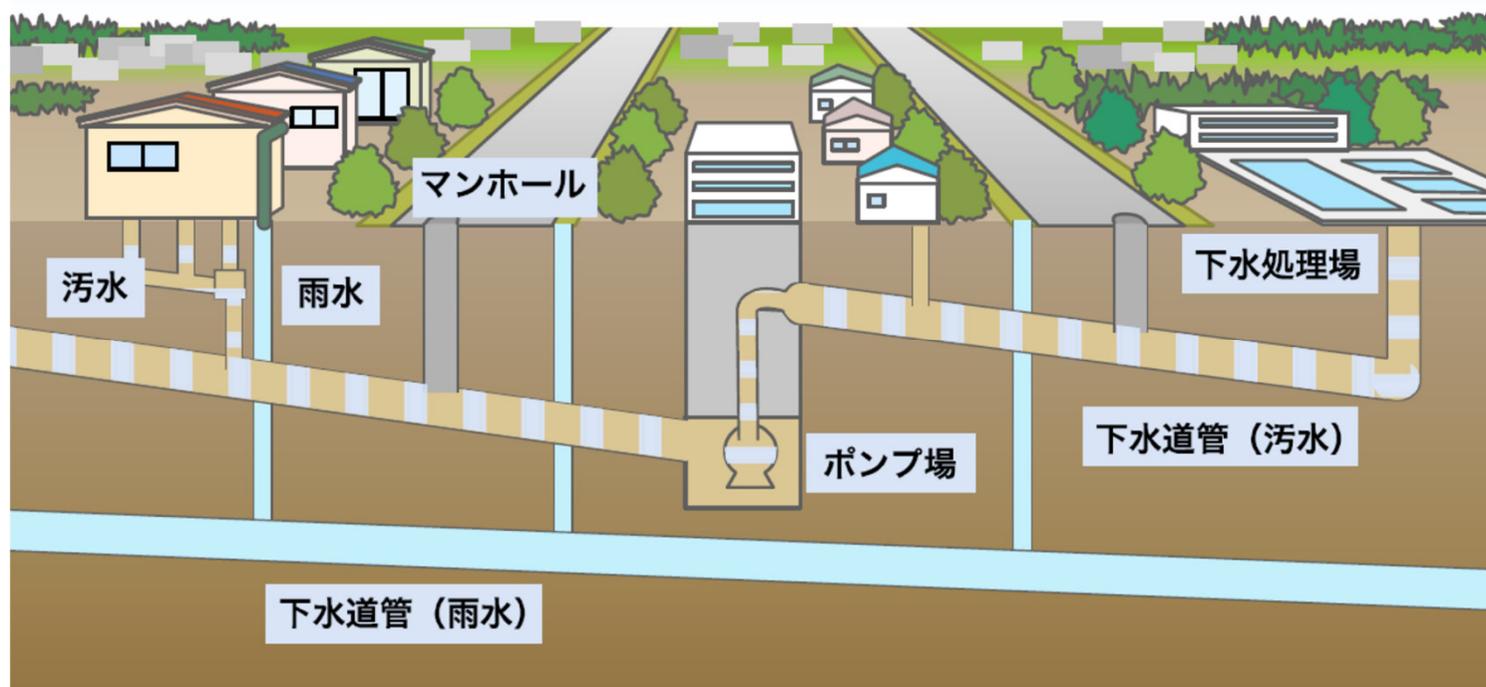


1. 府中町の下水道

汚水事業

家庭や工場から出る汚水が市街地に滞留すると、悪臭や害虫の発生源となり、感染症の発生にも繋がります。

そのため、下水道管等を整備し、きれいな水に処理を行ったうえで、川や海に放流しています。



1. 府中町の下水道

合流式と分流式

下水を送る方式には合流式と分流式の2つがあります。
府中町では、**分流式下水道**で整備しています。

合流式

汚水と雨水を同じ管で送る方式です。

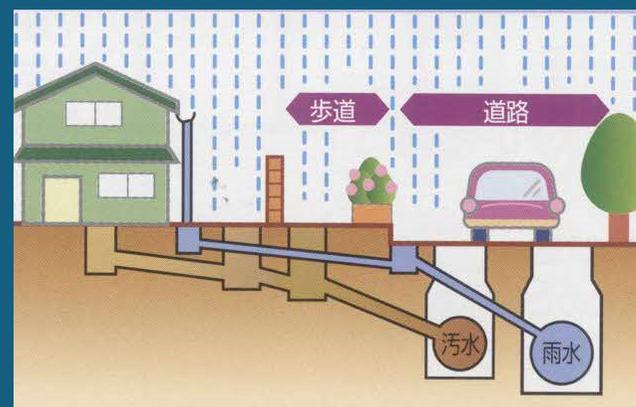
- ・工事が安価、容易
- ・大雨のときに汚水が海や川に直接放流されることがある



分流式

汚水と雨水を別の管で送る方式です。

- ・工事費が高くなる
- ・大雨が降っても汚水が海や川に直接放流されない



1. 府中町の下水道

町内には雨水用のポンプ場が3ヶ所あります

【府中ポンプ場】

主な地区: 本町、鶴江、石井城、城ヶ丘

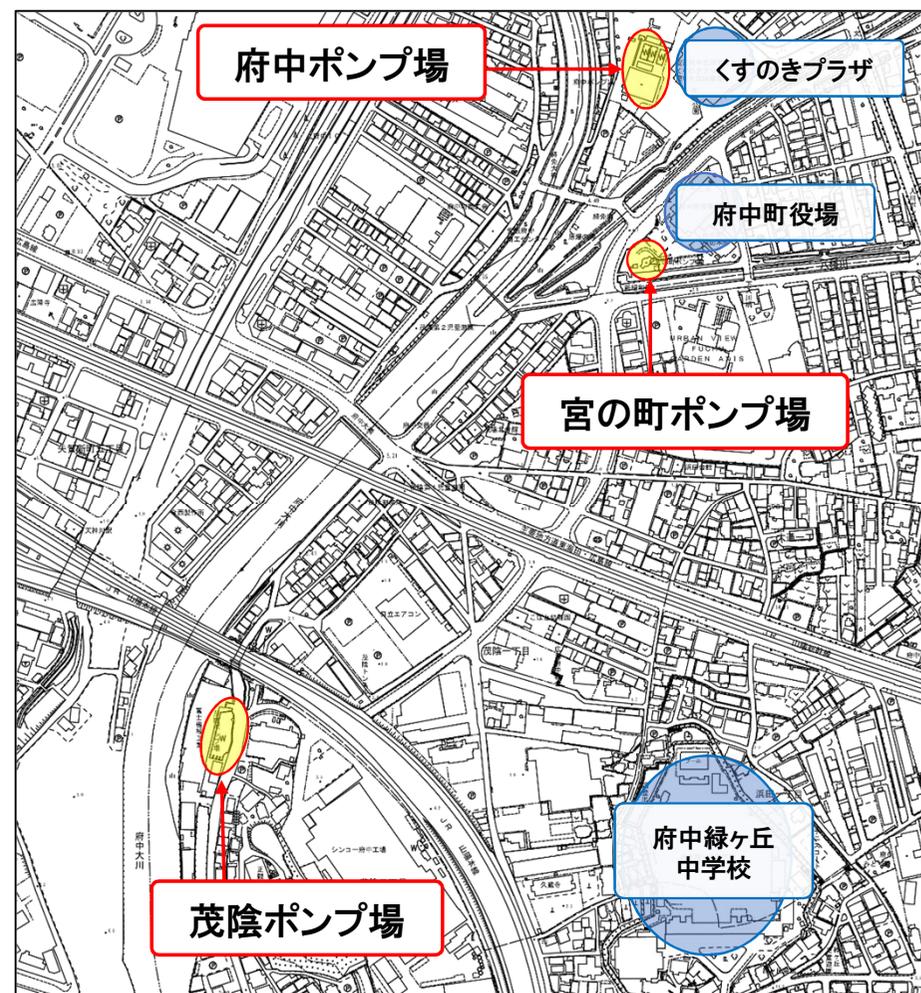
【宮の町ポンプ場】

主な地区: 大通、宮の町

【茂陰ポンプ場】

主な地区: 大通、茂陰、浜田、浜田本町、緑ヶ丘

その他の地区は、直接川に流れるか、
広島市の区域(広島市の青崎ポンプ場など)へ
流れています。



1. 府中町の下水道

府中ポンプ場



昭和59(1984)年4月
使用開始

宮の町ポンプ場



平成4(1992)年4月
使用開始

茂陰ポンプ場



平成21(2009)年8月
使用開始

1. 府中町の下水道

汚水関係の施設

家庭などで発生した汚水は、
府中町が整備した管に流れます。

広島県が整備した管(幹線)に
流れます。

広島県が運営する
「**東部浄化センター**」で処理され、
海に放流されます。



1. 府中町の下水道

下水道の整備状況

供用区域面積: 518.17ha

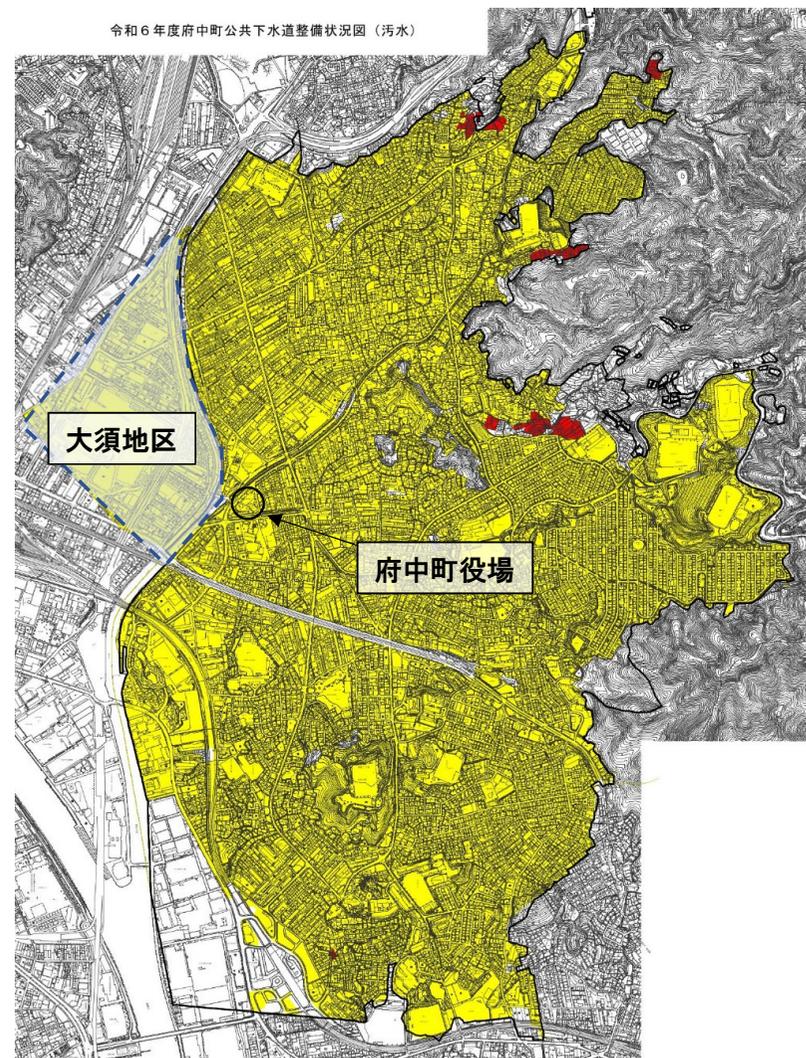
下水道整備率: 97.2 %
(整備済の面積の割合)

※令和6年4月時点
大須地区含む、整備対象外区域は除く

- …下水道供用区域
- …令和6年4月供用開始区域

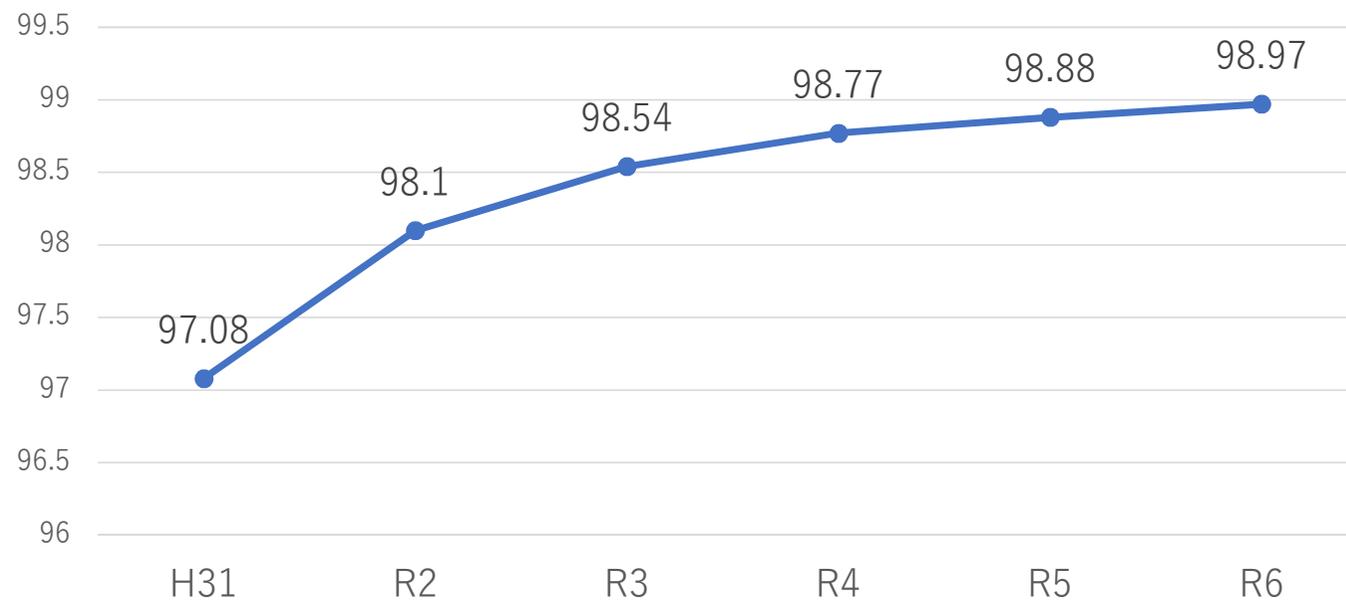
※大須地区は広島市公共下水道

令和6年度府中町公共下水道整備状況図(汚水)



1. 府中町の下水道

人口普及率の推移



令和6年4月1日現在の人口普及率
98.97%

1. 府中町の下水道

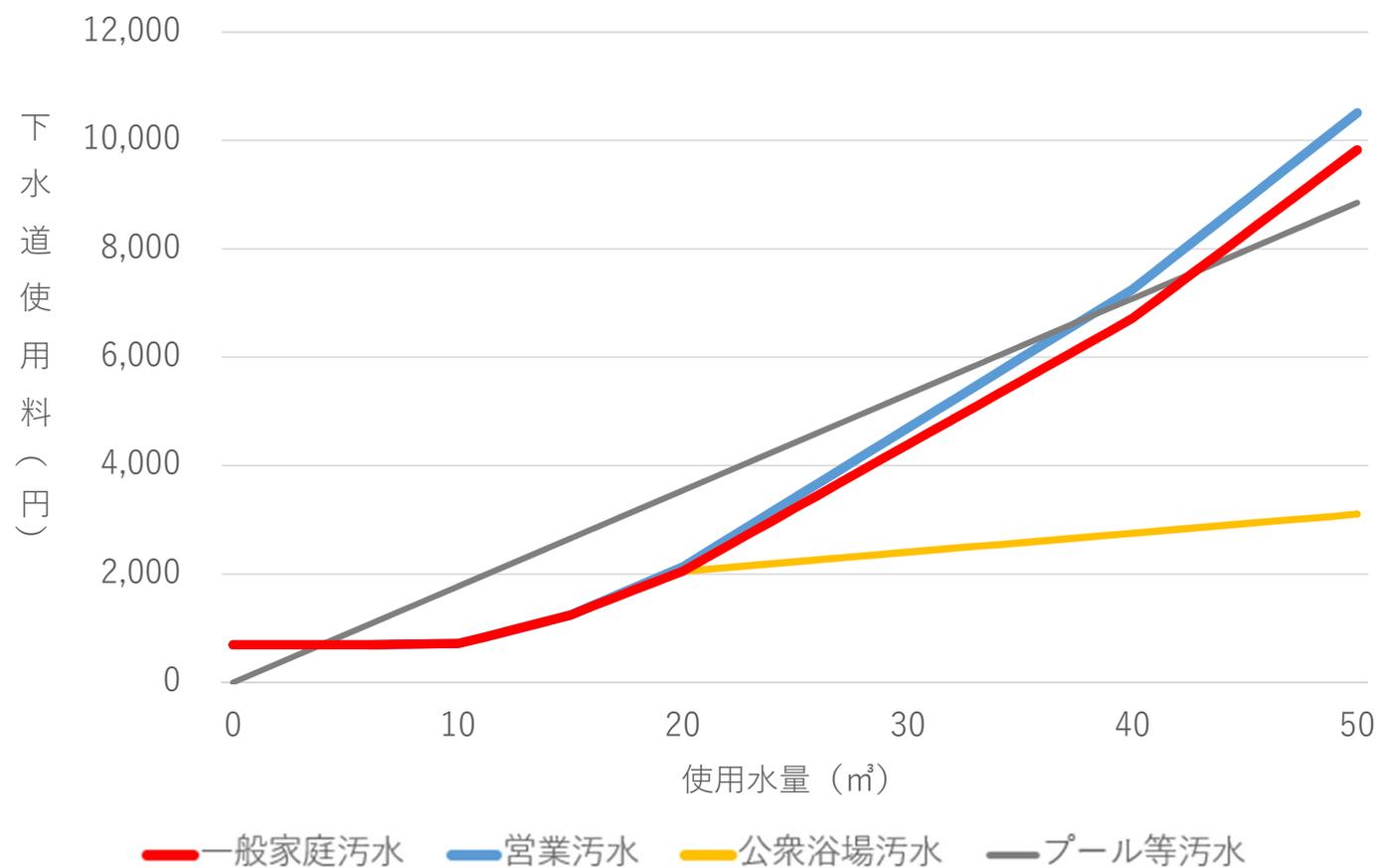
下水道の使用料

1 か月あたりの使用料（消費税を含まない）

区分	排出量	一般家庭汚水	営業汚水	公衆浴場汚水	プール等汚水
基本料金	0～6m ³	695円	695円	695円	1m ³ につき 177円
超過料金 ※1m ³ につき	7m ³ ～10m ³	5円	5円	5円	
	11m ³ ～15m ³	106円	106円	106円	
	16m ³ ～20m ³	162円	177円	162円	
	21m ³ ～40m ³	233円	256円	35円	
	41m ³ ～100m ³	311円	326円		
	101m ³ ～200m ³	344円	395円		
	201～500m ³		440円		
	501～1000m ³		472円		
	1001m ³ ～		495円		

1. 府中町の下水道

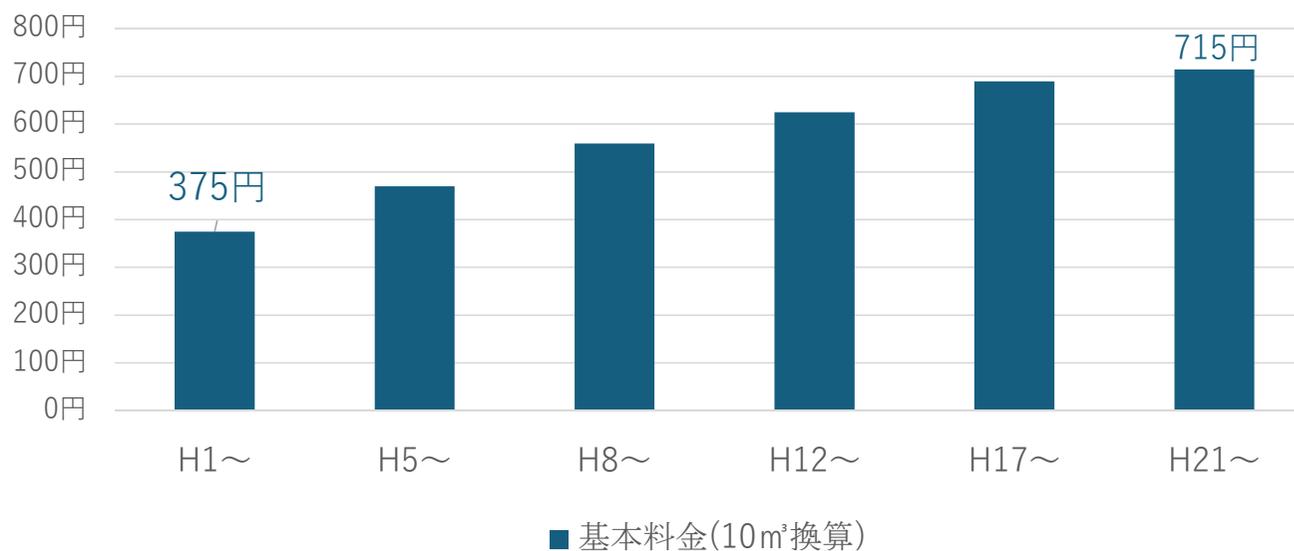
1 か月あたりの使用料（消費税を含まない）



1. 府中町の下水道

これまでの使用料の推移

著しく高額にならないよう、段階的に引き上げています。



(税抜)

	H1~	H5~	H8~	H12~	H17~	H21~
基本料金 (10m³換算)	375円	470円	560円	625円	690円	715円
改定率		25.30%	19.10%	11.60%	10.40%	3.62%

※H21改定では基本排出量を10m³→6 m³に改定

1. 府中町の下水道

現在の使用料の考え方

【平成21年4月改定】 広島市と同一の使用料

●改定時における考え方

- ・汚水分維持管理費の全額
- ・汚水資本費※の50%

を対象経費として、経費を回収できるように使用料を設定しています。

※資本費：地方債償還金（減価償却費）及び支払利息

《課題》

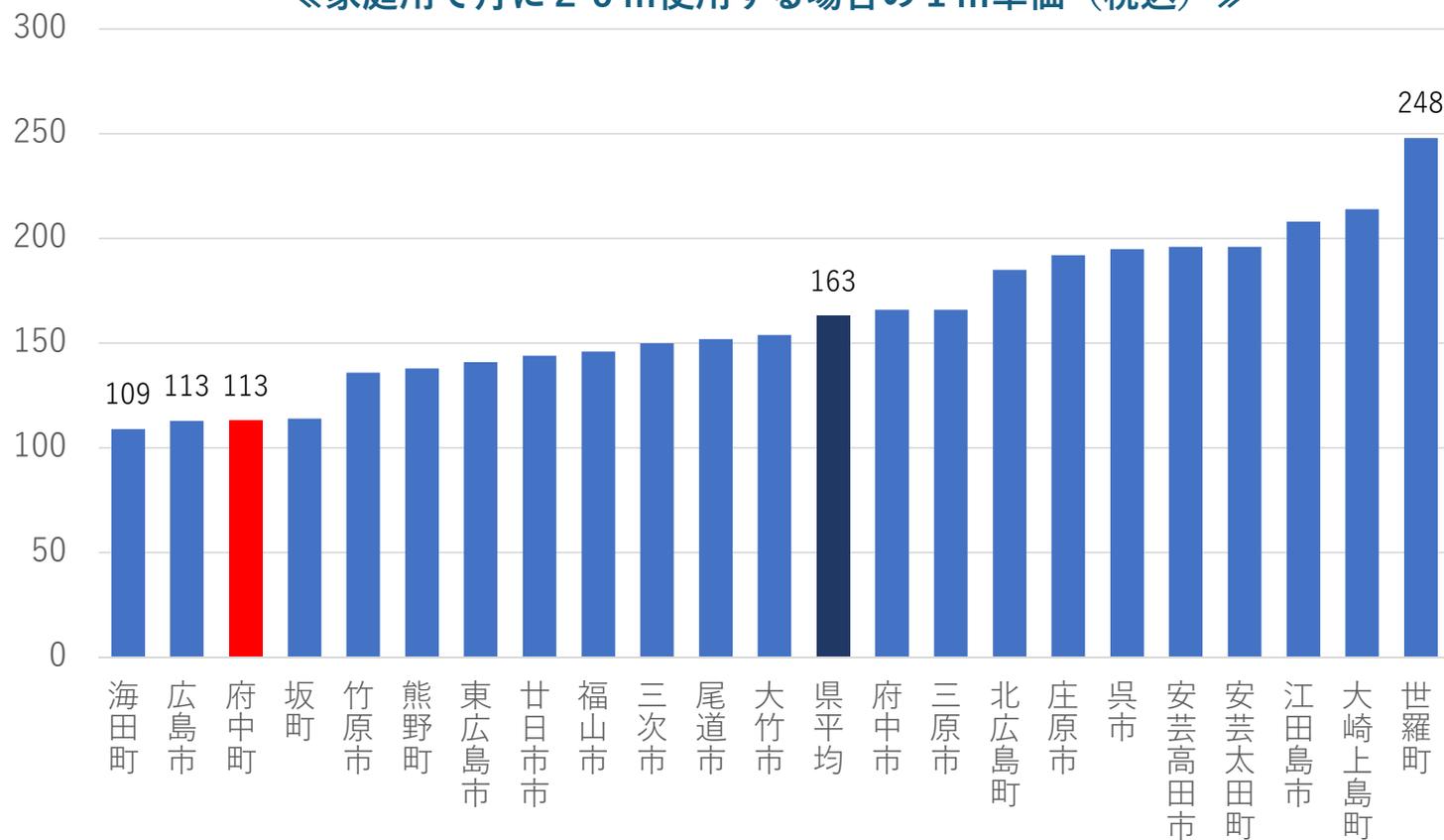
- ・汚水処理費の全額を賄えない設定となっている。
- ・実際の収支においても、使用料で経費を賄えていない。

1. 府中町の下水道

県内の使用料比較

県内市町で比較すると、
府中町の使用料は比較的低い水準となっています。

《家庭用で月に20m³使用する場合の1m³単価（税込）》



標準的な使用料
※家庭用で月に20m³使用する場合

- ・2,260円／月
- ・1期(2か月)あたり4,520円

1. 府中町の下水道

生活困窮者への支援

生活困窮者への支援のため、
下水道使用料について減免制度を設けています。

対象	減免額	令和4年度実績
生活保護世帯 障害者世帯 寝たきり老人等世帯 ひとり親世帯 社会福祉施設	1か月当たり10m ³ までの 下水道使用料 (787円／月・税込)	世帯数 1,359世帯※ 減免額 12,705,605円 ※1期あたりの平均数



2. 公営企業について

2. 公営企業について

官公庁会計と公営企業会計

下水道事業については、「地方公営企業法」の適用が求められています。
府中町では、H31年度から地方公営企業法を適用し、公営企業会計を導入しています。

	官公庁会計（一般会計など）	公営企業会計
対象事業	教育・福祉・土木など、地方公共団体が行う大部分の事業	上下水道や交通、病院事業など、地方公共団体が経営する事業
経理	現金の収入・支出という事実に基づいて会計処理を行う	現金収支だけでなく、減価償却費など非現金収支も対象として会計処理を行う
記録方式	単式簿記（現金のみ）	複式簿記
科目	歳入、歳出	資産、負債、資本、費用、収益
固定資産	なし	あり

2. 公営企業について

独立採算の原則

地方財政法及び地方公営企業法において、公営企業は「独立採算」が求められています。そのため、経営に必要な費用は、下水道使用料などの収入で賄うことが原則となります。

【地方財政法】

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費(中略)を除き、当該企業の経営に伴う収入(中略)をもつてこれに充てなければならない。(以下略)

【地方公営企業法】

第十七条の二

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

2. 公営企業について

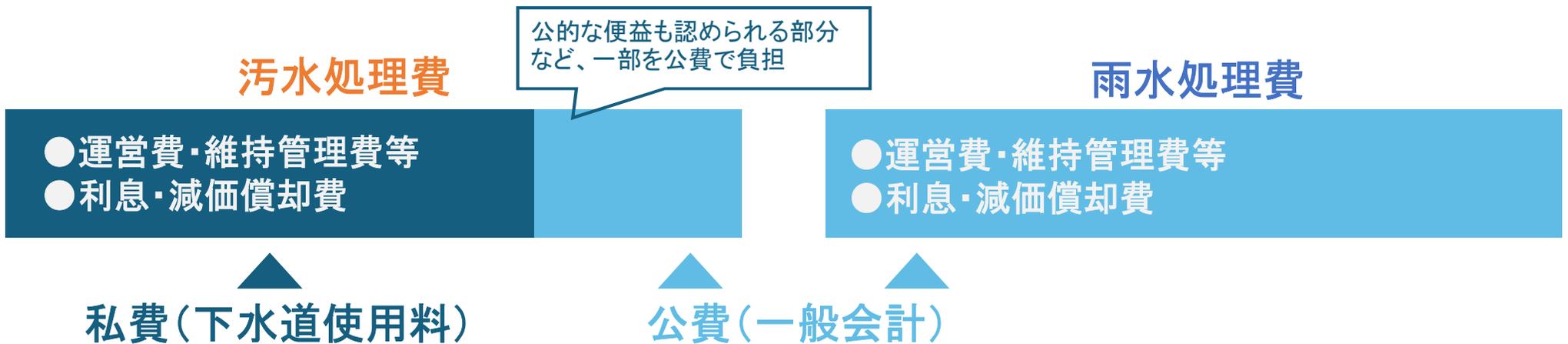
費用負担の考え方

下水道事業における費用負担は、「汚水私費・雨水公費」が原則となっています。

汚水:私費(受益者が負担 → 下水道使用料)

雨水:公費(地方公共団体が負担 → 一般会計からの繰入金)

ただし、汚水の経費についても、水質保全への効果が高いなど、公的な便益も認められる部分は公費により負担します。



2. 公営企業について

収益的収支と資本的収支

公営企業会計では収支の性質の違いにより、収益的収支(3条予算)と、資本的収支(4条予算)という二つの予算に分けて経理を行っています。

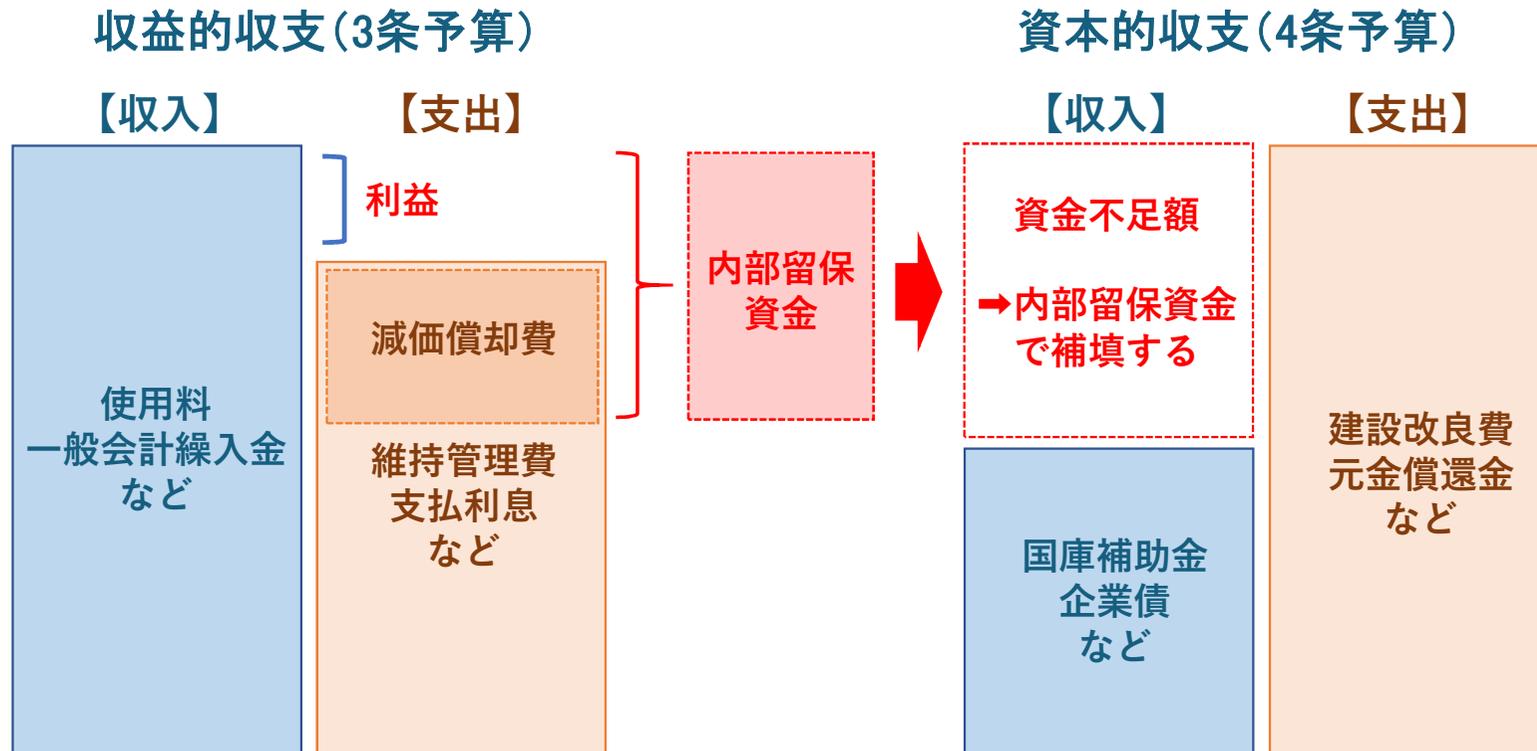
	収益的収支 (3条予算)	資本的収支(4条予算)
概要	維持管理費など、支出の効果が概ね1年以内のもの	設備投資など、支出の効果が1年を超えるものや、借入金の元金償還金
主な支出	人件費 修繕費、委託費、動力費 減価償却費 など	施設の新設、更新費用 長寿命化に係る費用 企業債の元金償還金 など
主な収入	下水道使用料 一般会計繰入金 など	企業債、国庫補助金 受益者負担金 など

➡ 下水道使用料の検証は、収益的収支(3条予算)において考えます。

2. 公営企業について

資金の流れ

収益的収支の余剰部分(利益など)を、資本的支出の補填財源として使用します。

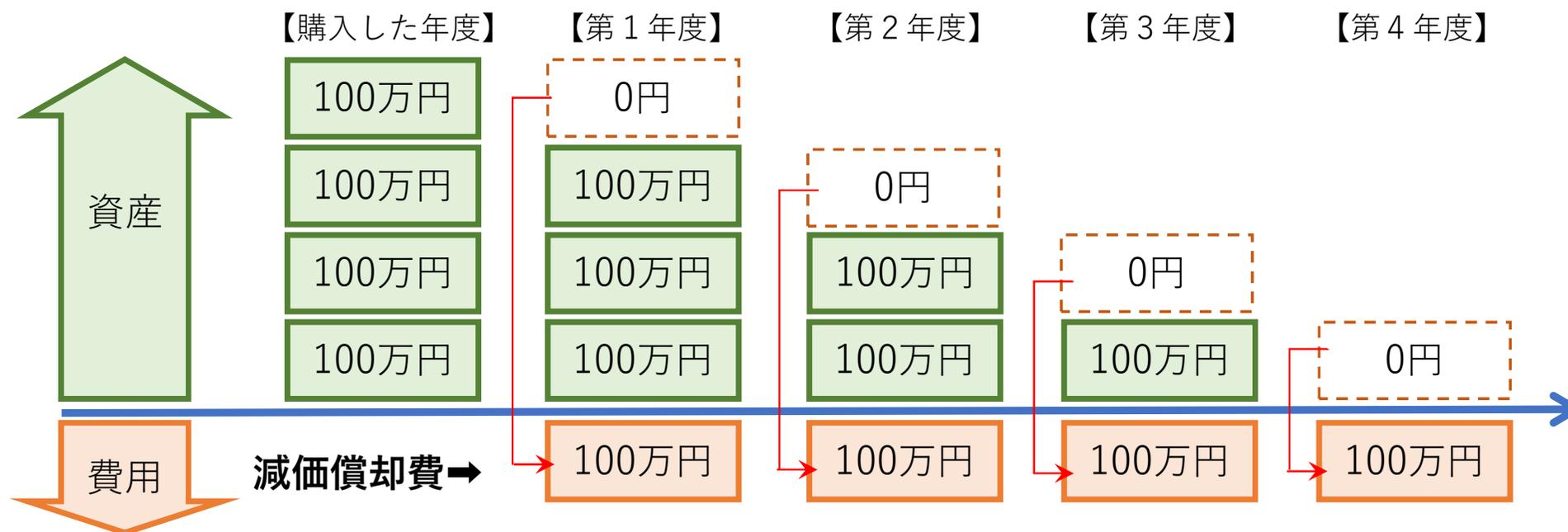


2. 公営企業について

減価償却の考え方

減価償却費とは、建設時に投資した費用を耐用年数に応じて回収する仕組みです。耐用年数の期間にわたって費用を計上しますが、実際の現金支出はありません。

(例) 4年使用できる400万円の設備を購入した場合

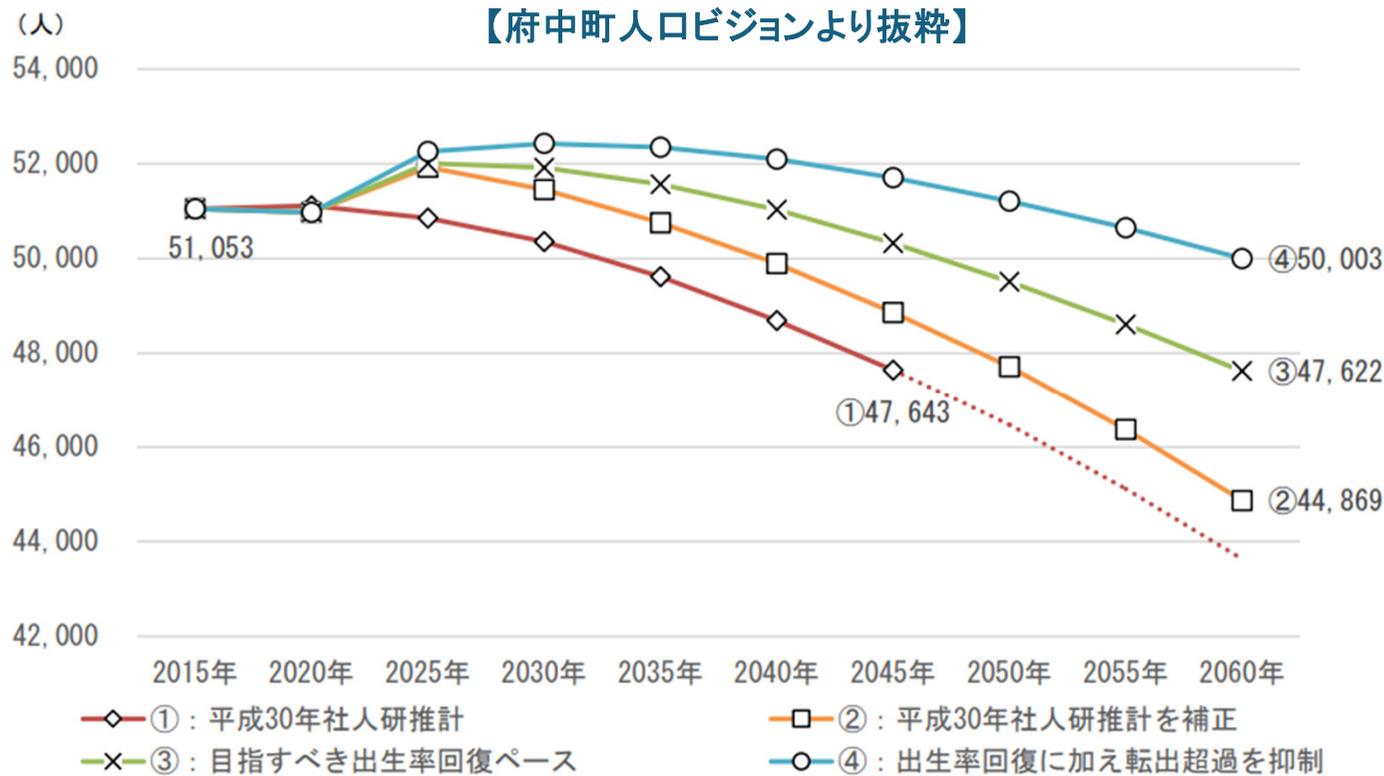




3. 府中町下水道事業の経営

3. 府中町下水道事業の経営

人口の推計(府中町人口ビジョン)



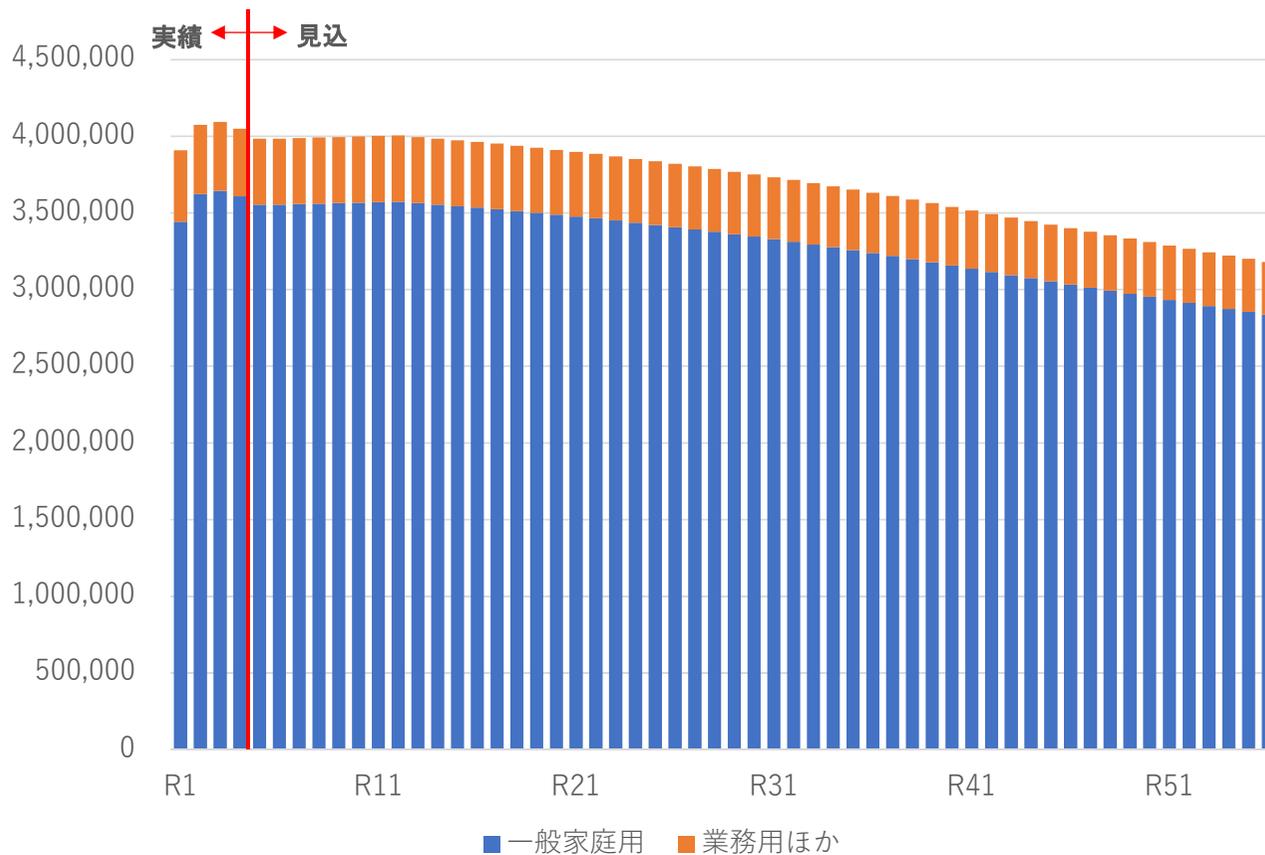
府中町では、国立社会保障・人口問題研究所(社人研)の推計を基に、府中町における人口推計と、目指すべき水準を「府中町人口ビジョン」として示しています。

下水道の使用料収入等の見込みについては、人口推計(②のグラフ)を用いて推計を行っています。

3. 府中町下水道事業の経営

有収水量の推移・見込

単位: m³



有収水量:下水道使用料の対象となる水量であり、主には水道の使用水量です。

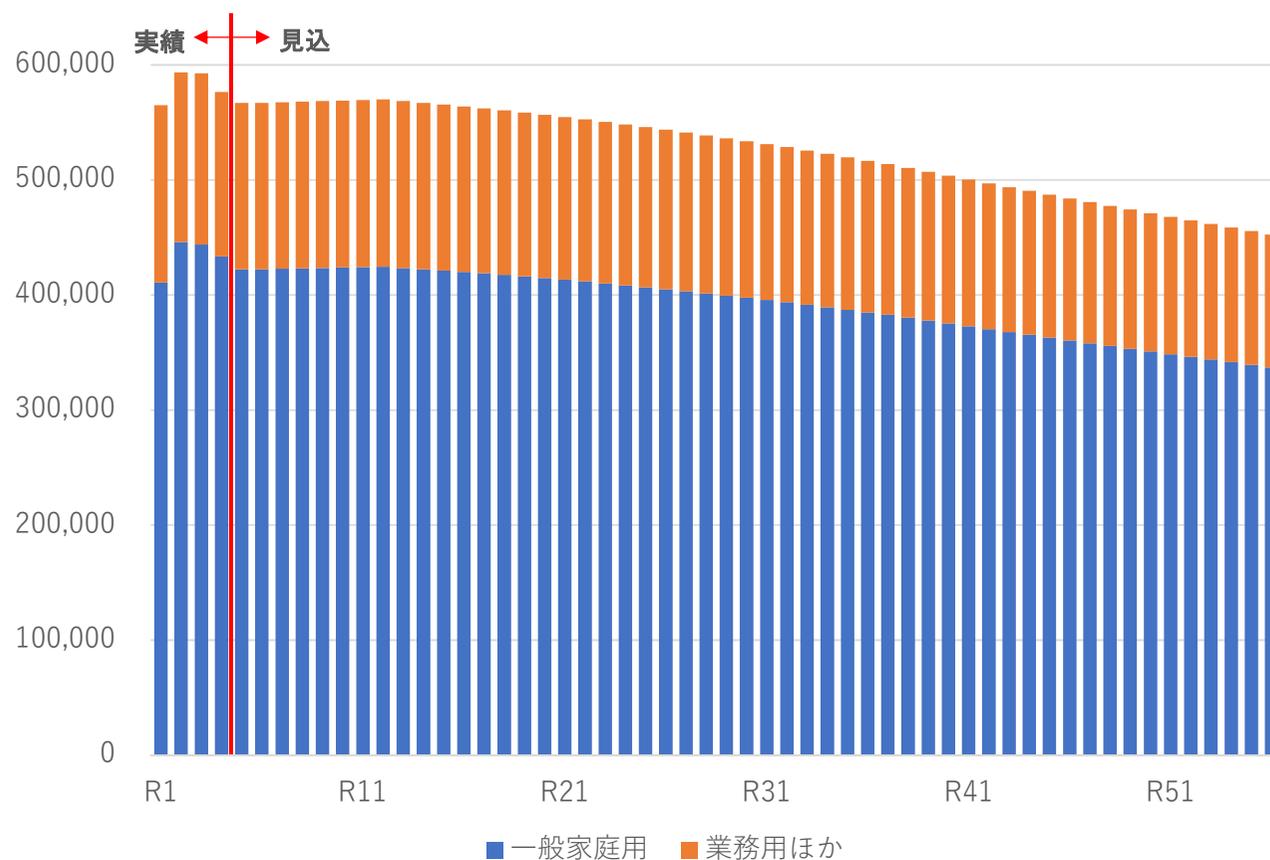
令和3年度までは増加傾向でしたが、令和4年度は減少に転じました。(節水機器の普及、節水意識の浸透など)

長期的には人口減少に伴い、有収水量も減少傾向となる見込みです。

3. 府中町下水道事業の経営

使用料収入の推移・見込

単位：千円

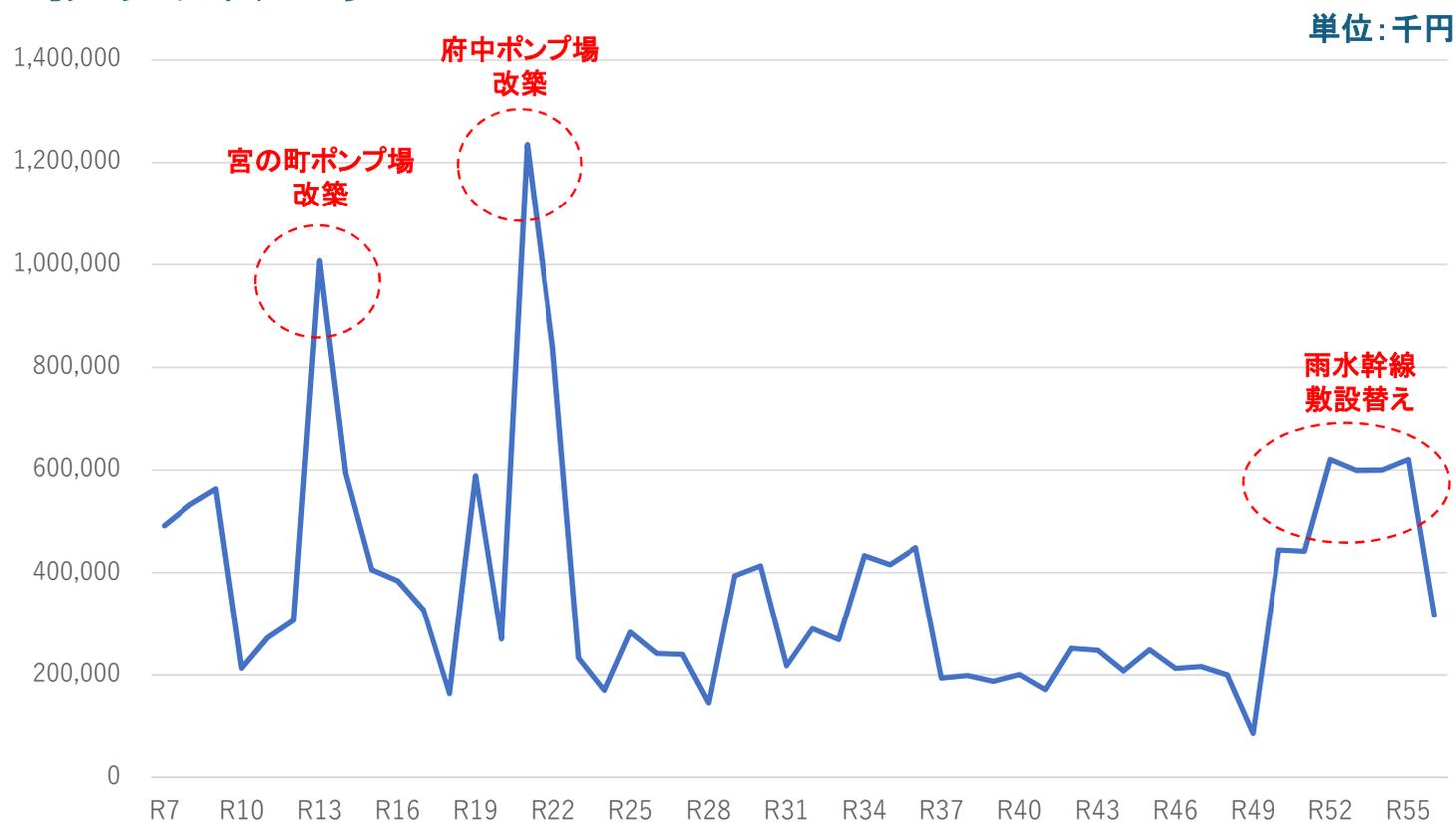


有収水量と同様、令和4年度は減少に転じました。

⇒ 下水道の整備が概ね完了していること、長期的には人口減少が見込まれることから、使用料収入の増加を期待することは難しい状況です。

3. 府中町下水道事業の経営

投資額の見込



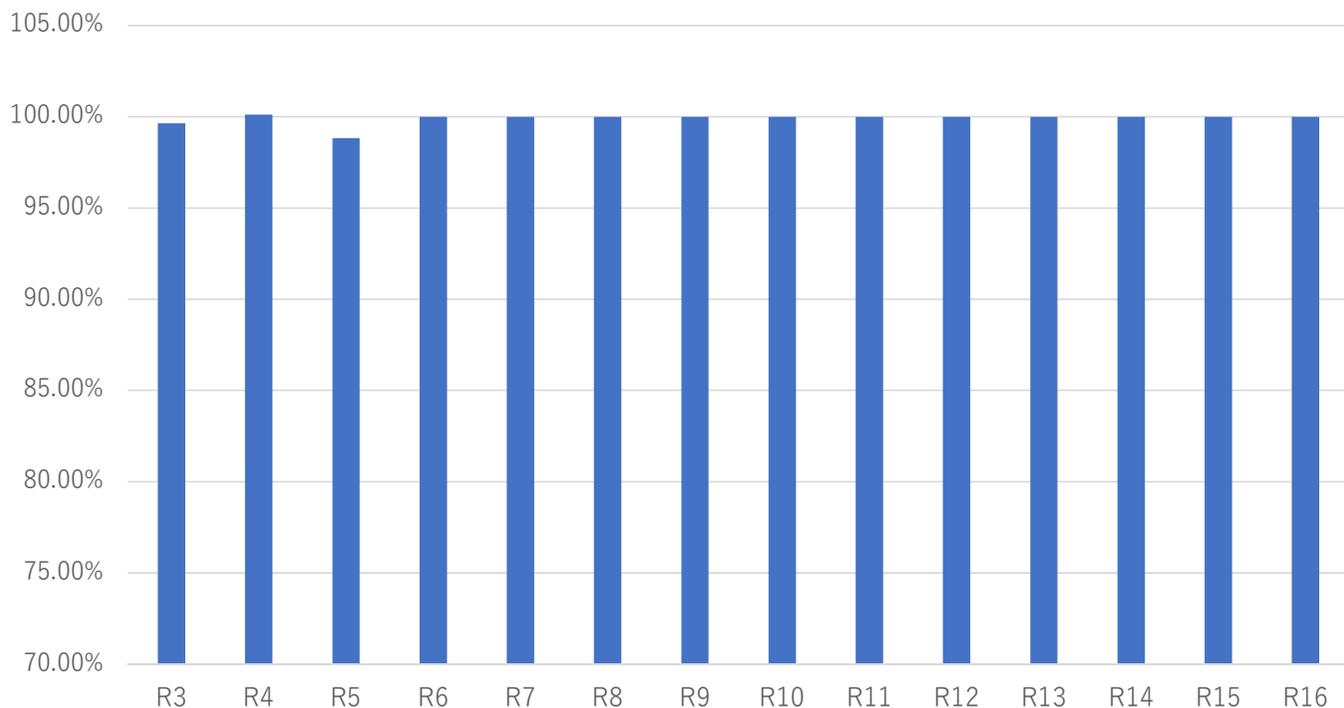
耐用年数を迎えるポンプ場や管渠について、改築・改修に係る投資(建設費)が必要になります。

※ 耐用年数を経過する施設等について、順次更新等を行うことを想定。

3. 府中町下水道事業の経営

経常収支比率の推移・見込

経常収支比率: 下水道事業の収益で費用をどの程度賄えているかを示す指標です。
【経常収益／経常費用】

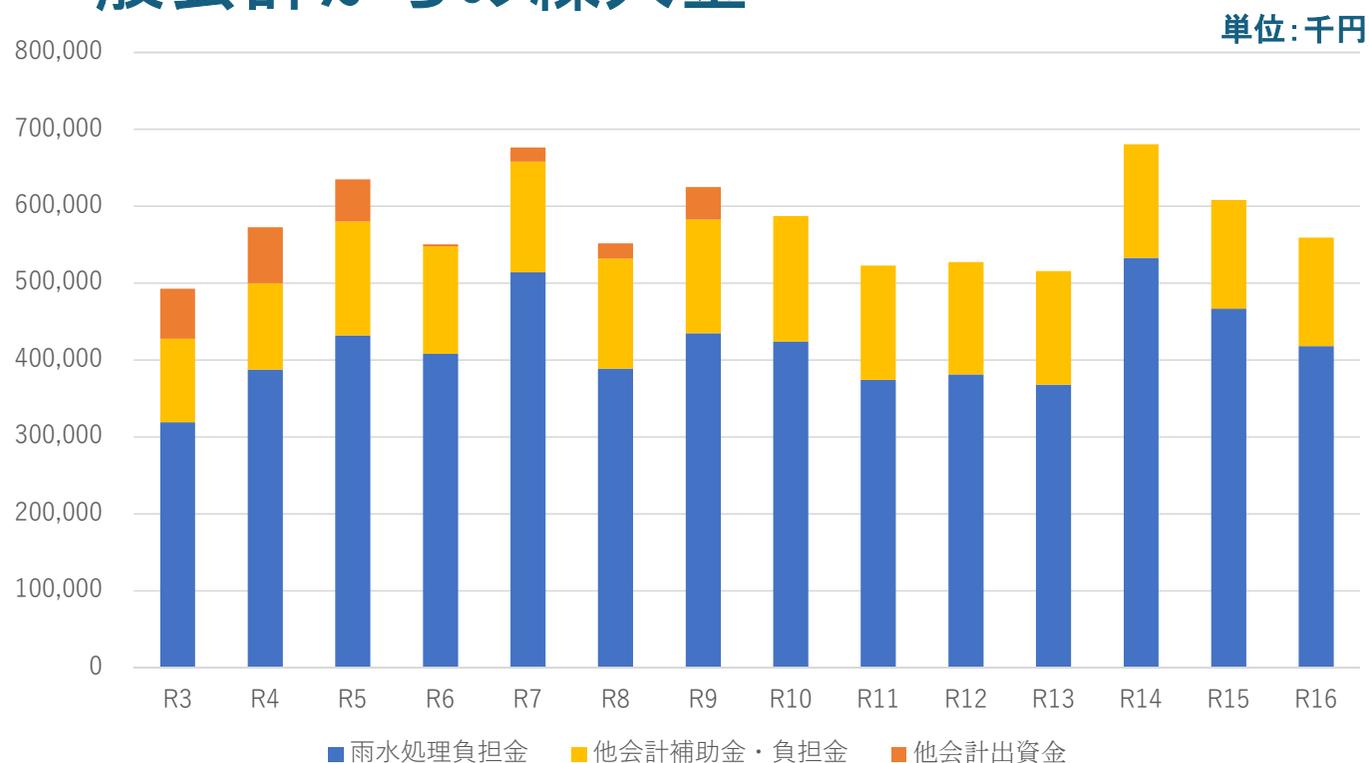


これまで100%前後で推移しており、今後も概ね100%で推移する見込みです。

※ 収支がマイナスとなり資金が不足すると、事業運営ができないため、資金不足が見込まれる部分については一般会計からの繰り入れを行います。

3. 府中町下水道事業の経営

一般会計からの繰入金



「雨水公費」の原則により、雨水に係る経費は全て一般会計が負担します。(3~5億円)

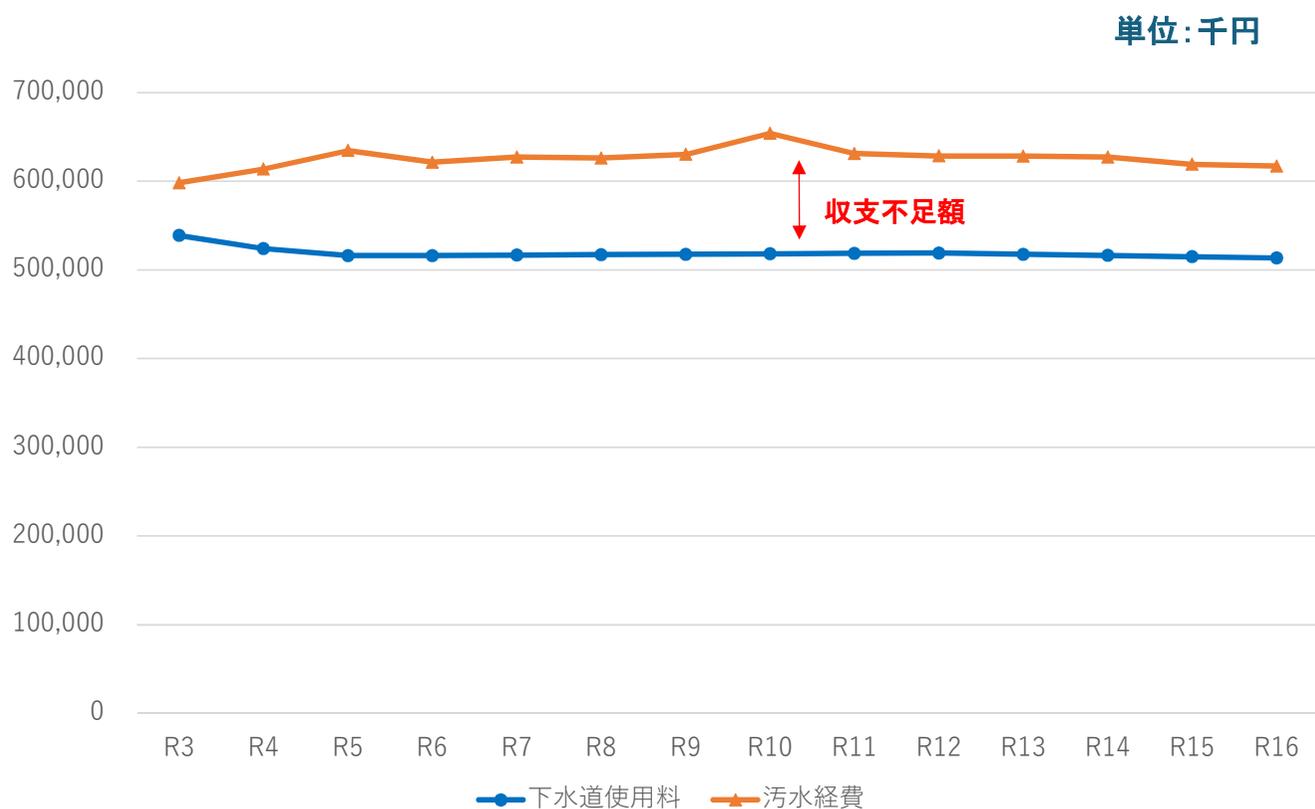
その他に一般会計が負担する補助金・負担金(1億4千万円前後)や、建設財源の不足を補う出資金があります。

【参考】一般会計に占める割合 (単位:千円)

	R3	R4
繰入額	493,001	572,653
一般会計歳出総額	21,198,782	18,383,624
割合	2.3%	3.1%

3. 府中町下水道事業の経営

汚水に係る収支



「汚水私費」の原則により、汚水に係る経費は基本的に使用料で賄う必要があります。

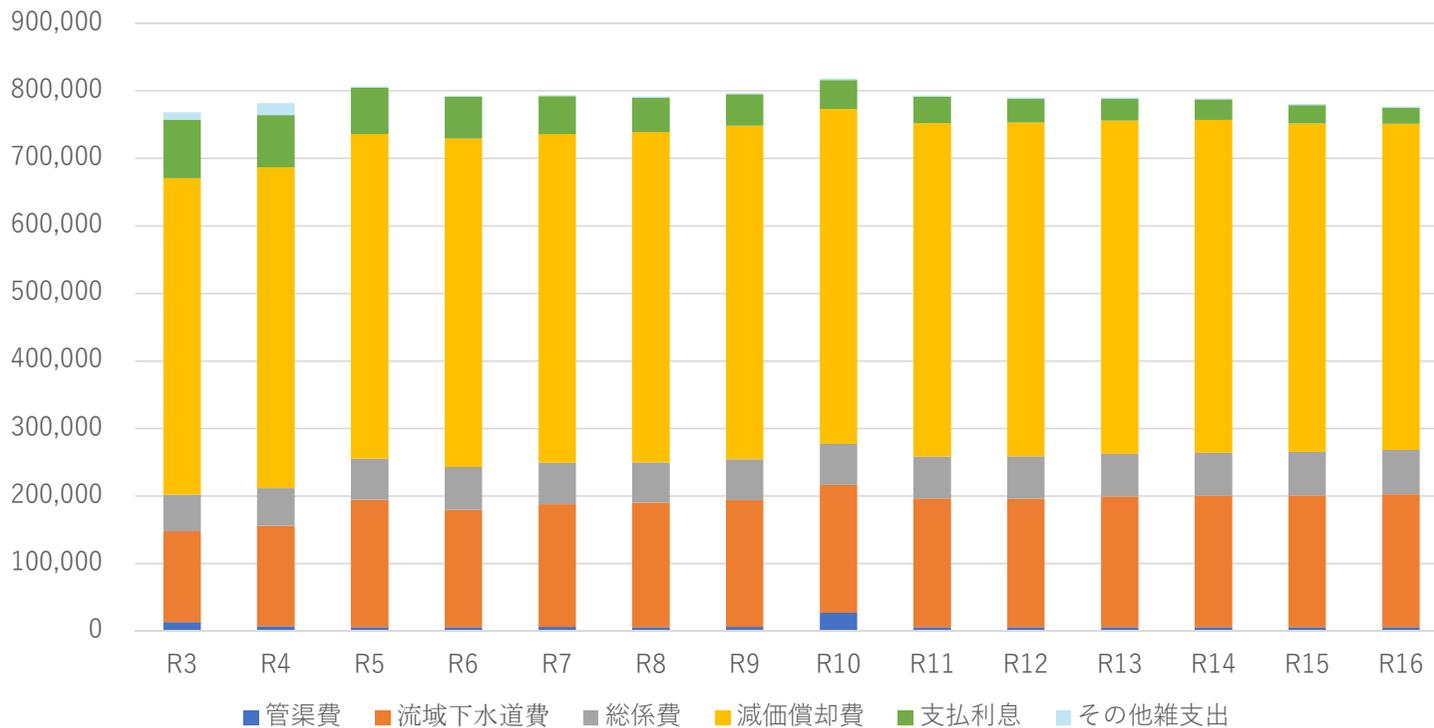
これについて、汚水処理のために約6億3千万円※の経費がかかる一方、使用料収入は約5億2千万円であり、差し引き約1億1千万円が不足しています。

※長期前受金戻入、基準内繰入相当額を控除

3. 府中町下水道事業の経営

汚水に係る経費

単位：千円



減価償却費(約60%)と流域下水道費(約25%)が大半を占めています。

・減価償却費
 ・流域下水道費
 ・支払利息
 は努力による削減が困難

管渠費	汚水管路に係る維持管理費
流域下水道費	汚水処理場等に係る維持管理費
総係費	事務費や職員給与費等
減価償却費	汚水施設に係る減価償却費
支払利息	企業債(借入金)の利息

3. 府中町下水道事業の経営

経費回収率の推移・見込

経費回収率:下水道使用料で、汚水処理に要した費用をどの程度賄えているかを示す指標です。
【年間の使用料収入／年間の汚水経費】



- ・ 使用料収入の減少
- ・ 流域下水道費の増加
などによる落ち込み

これまで85～90%で推移していましたが、今後は概ね82%前後で推移する見込みです。

➡ 必要な経費を使用料で賄えない状態(100%未満)が続きます。

3. 府中町下水道事業の経営

経営戦略について

公営企業では、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定することが求められています。

府中町下水道事業経営戦略 (令和3年3月策定)

- ・府中町の公共下水道事業における中長期的な経営計画であり、経営の基本方針や収支計画を定めています。
- ・計画期間は、令和3年度から令和12年度までの10年間です。

府中町下水道事業経営戦略

団 体 名	府 中 町
事 業 名	府中町下水道事業(公共下水道事業)
策 定 月	令和 3 年 3 月
計 画 期 間	令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成元年度 (32年)	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	一部適用
処理区域内人口密度 (人 / ha)	101.74	流域下水道等への 接 続 の 有 無	有(太田川流域下水道)
処 理 区 数	1処理区(太田川流域下水道瀬野川処理区)		
処 理 場 数	0箇所(本町は、広島県が所管する流域下水道の処理場で汚水処理しています。)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	本町は処理区域の全てを流域下水道に接続しています。また、下水道使用料徴収事務を隣接する広島市に委託しています。		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

3. 府中町下水道事業の経営

経営戦略の概要

府中町下水道事業経営戦略(以下、経営戦略)では、使用料の検証および経営戦略の見直しを行うことについて定めています。

【使用料の見直しに関する事項】

(前略)下水道使用料改定の必要性に関する検証については、令和6年度までに実施しますが、毎年度の事後評価により著しい経常損益の悪化が見られる場合などは、それ以外の年度にも必要性の検証を行います。

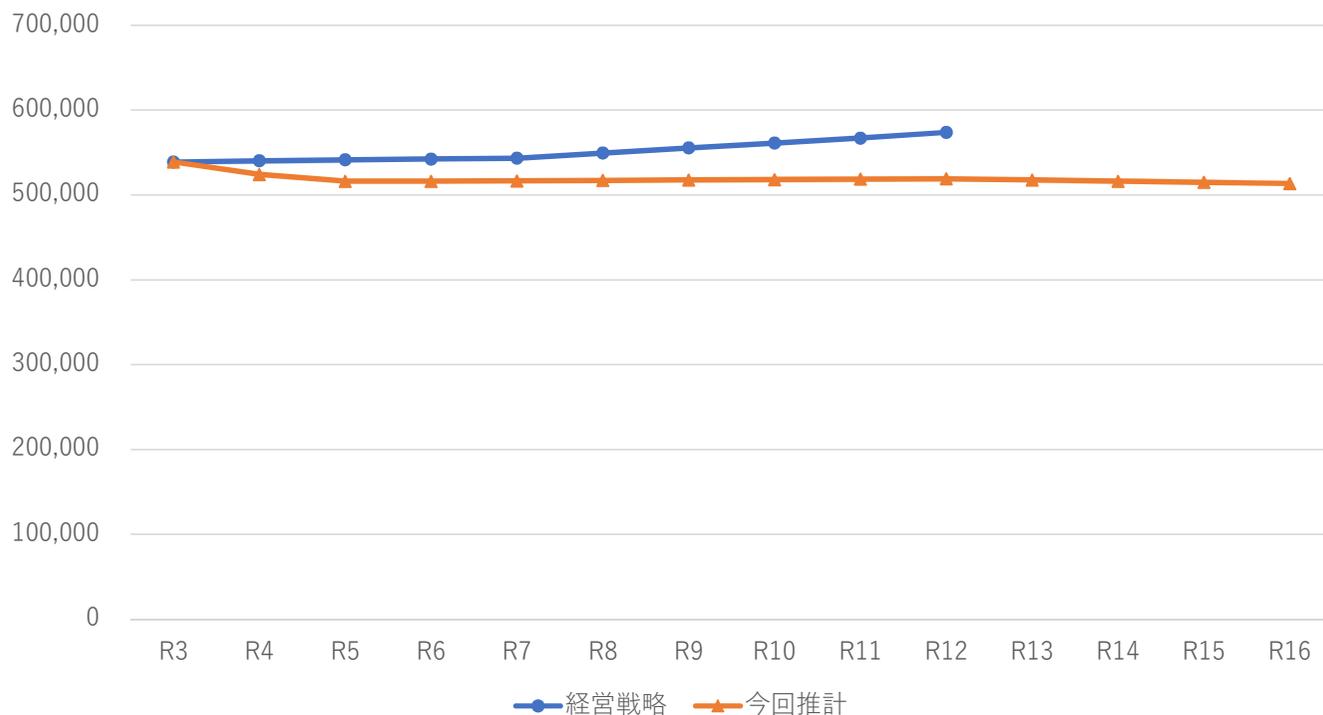
【経営戦略の事後検証、更新等に関する事項】

本経営戦略の計画期間の中間点である令和7年度中に見直しを実施します。また、下水道使用料の改定については、令和6年度までに、その必要性に関する検証を行い、中長期的な視点での使用料体系の適正化について検討を行います。(以下略)

3. 府中町下水道事業の経営

経営戦略の進捗(使用料収入)

単位:千円(税抜)



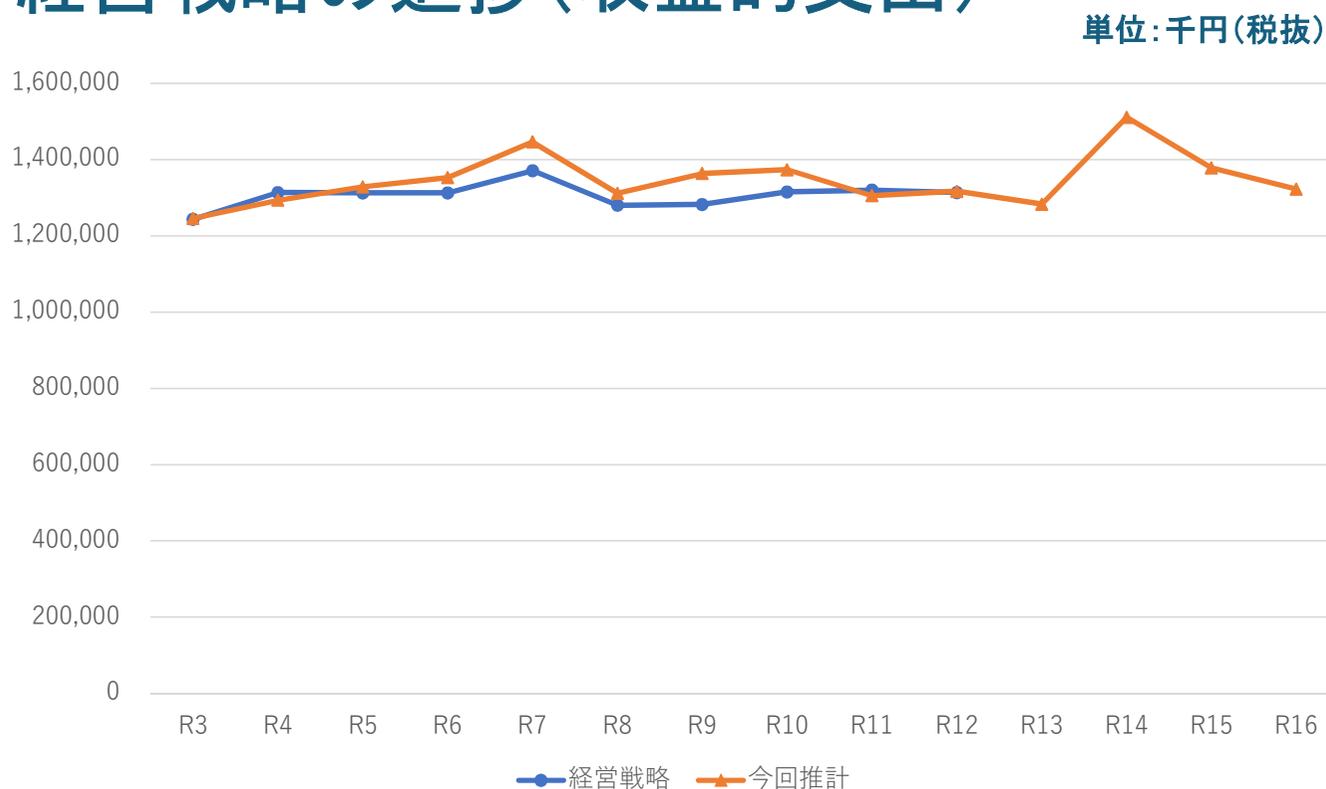
経営戦略では、下水道供用区域の拡大等により、増加を見込んでいました。

しかし、節水意識の浸透などにより実績が見込みを下回っており、今後の人口減少傾向を踏まえると、増加は見込みにくい状況です。

※今回推計のR3~4は実績値、R5は決算見込値

3. 府中町下水道事業の経営

経営戦略の進捗（収益的支出）



年による変動が大きいです
が、流域下水道費の増加などの
要因により、経営戦略で示し
た支出額を概ね上回る見込み
となっています。

※今回推計のR3～4は実績値、
R5は決算見込値

➡ 経営戦略と比較して、
収支が悪化しています。



まとめ

まとめ

「人口減少等により、使用料収入は減少傾向が見込まれる」
「物価高騰等により、経費の増加が見込まれる」
といった状況下において、
将来にわたり持続可能な下水道事業運営を行うため、

適正な下水道事業運営、使用料の在り方

について審議をお願いします。